

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 27 年 9 月 4 日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後零時 58 分

### 出席議員（12名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君

### 欠席議員（2名）

10番	黒沢英男君	13番	三瓶一郎君
-----	-------	-----	-------

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼会計管理者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼安全対策課長	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君

参事兼農業 委員会事務局長	阿久津	守	雄	君
復興推進課長	深谷	高	俊	君
復旧課長	三瓶	清	一	君
参考事	郡山	泰	明	君
教育総務課長	石井	和	弘	君
いわき支所長	渡辺	弘	道	君
参考事兼 大玉出張所長	三瓶	保	重	君
参考事兼 生活支援課長	林	志	信	君
拠点整備課長	竹原	信	也	君
総務課課長補佐	遠藤	博	生	君
産業振興課 課長補佐	猪狩		力	君
管財係長	新田	善	之	君
商工係長	安藤		崇	君

#### 職務のための出席者

参考事兼議会 事務局事務長	佐藤	臣	克
庶務係長	大和田	豊	一

#### 付議事件

1. 役場庁舎機能回復工事について
2. 例外的な夜間滞在の実施状況について
3. その他

開 会 (午後 零時 5 8 分)

○議長（塚野芳美君） それでは、お疲れさまです。富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。13番からは欠席届、それで10番からは早退届が出ております。説明のための出席者は、町長以下、関係各者であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集の理由とご挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、原子力発電所等に関する特別委員会に引き続いての全員協議会、まことにご苦労さまでございます。

本日の全員協議会の案件は、付議事件1、役場庁舎機能回復工事について、付議事件2、例外的夜間滞在の実施状況についての2件であります。

役場庁舎機能回復工事は、早ければ平成29年の4月の帰還開始に向け、役場庁舎の機能回復を行うもので、工事の概要、財源等についてご報告するものであります。

寄宿舎等の例外的な夜間滞在につきましては、6月の全員協議会で町の方針等をご説明いたしましたが、その後の状況と経過についてご報告するものです。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） それでは、早速付議事件に入ります。

役場庁舎機能回復工事についての件の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、役場庁舎機能回復工事について、現在の状況等についてご報告をさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 説明は座ったままで結構です。

○総務課長（伏見克彦君） 座って説明させていただきます。それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

会議資料の1でございますが、役場庁舎につきましては東日本大震災及びその後の原発事故避難によりまして被害が生じております。また、建設から23年が経過しており、経年による劣化も見られるような状況にございます。早ければ29年4月の帰還開始に向け、庁舎の機能回復を図る工事を行うものでございます。当初震災復興特別交付税を財源と見込みまして、被害箇所の全面原形復旧というような考え方で工事を進めることといたしております。震災復興特交の対象といたしましては、建物の構造、躯体本体に影響が及んでいるということが要件となっておりまして、役場庁舎について被災判定を行ったところ、被害なしというような判定が出まして、震災復興特交の措置というものが現在の運用では厳しい状況となっております。

続きまして、現在でございますが、福島再生復興特措法に基づく生活環境整備事業により財源を確

保して修理、修繕を基本として復旧する考えといたしております。本事業の採択要件としましては、下にありますように軽微な修繕、それから単年度の事業ということでございまして、避難による長期未使用分について対象となるように今復興局との協議を進めてございます。

下の図のほうの説明でございますが、まず生活環境整備事業の採択を受けるために被害を原因ごとに、震災による被害、経年による劣化、長期未使用によるものということで3つに振り分けをしてございます。これらに係る財源といたしまして、震災によるもの、それから経年によるものについては現在のところ単独費、それから長期未使用の部分については生活環境整備ということで事業の採択を目指しております。工事期間につきまして、震災によるものと経年劣化によるものについては27、28の事業と、それから長期未使用分については事業の採択要件にもあります単年度事業ということもございまして、27年度と28年度に分けて発注するというようなことになっております。いずれにいたしましても、工事費の縮減と、それから財源の確保に努めまして、町の持ち出しをできるだけ減らすというようなことで取り組んでおります。

次に、2番のスケジュールでございますが、現在生活環境整備事業の採択を受けるべく事前協議を実施しております。通常ですと、申請から採択まで約1ヶ月を要するということでございますが、復興局のほうからも町の帰町スケジュールに間に合うようにできるだけ早めるというような言葉もいただいておりますので、早急に取りまとめをして申請を行い、採択後直ちに入札執行、さらに議会での議決というような流れで進みたいというふうに考えております。

次に、図面のほうでございます。資料2-1をごらんいただきたいと思います。この図面につきましては、建築工事の主な内容を示してございます。赤色の斜線での網かけの部分については屋根防水工事、それから赤色のタイル模様の網かけにつきましては執務室内のタイルカーペット工事となっております。また、全庁内の全てに係るもの及び点在する工事ということでこちらのほうに書き出しております。全てであれば、建具、サッシ・排煙窓の調整工事というようなことで書き出してございます。その他といたしまして、図面のほうに吹き出しのような形で修繕箇所と内容を示してございます。

次に、資料2-2でございます。こちらの図面は、電気設備の主な内容を示しております。前のページと同じように、赤色の網かけについてはLED化の照明工事、それからタイル模様の部分につきましてはOAフロア改修工事となっております。そのほかに、庁舎内の全てに係るもの及び点在する工事ということでこちらに示してございます。

次に、資料2-3でございます。こちらの図面は、機械設備の主な内容を示したものであります。庁内全てに係るもの及び点在する工事となっておりまして、ここにお示しした工事内容となりまして、空調冷温水管から外構の上水配管までが全て更新となり、空調ダクトから各所ポンプ更新は部分的更新の内容となっております。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） はい、ありがとうございます。全面原形復旧というお話がありましたが、実際震災のときに役場の本庁舎、機能が使えない状況があったと思うのですが、そのあたりを考えて、そういったときにも対応できるような工事になっているとは思うのですが、そのあたりのことをちょっと確認したいのと、あと単独費も使用するということなのですが、まだその補助金の割り当てとか決まっていないと思うのですが、今役場というか、町ではどのぐらいの割合での支出になるかというのを想定されているか、もしわかる範囲で教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 当初全面復旧ということで考えておりました。こちらにつきましては、壊れたものについてはもう全て直すということでしたが、今回財源が非常に危ないというようなところもございまして、直せるものは直す、ただし庁舎、29年4月に戻って事業を行うに当たって不便のないように必要なものは直す、ただし修理修繕を基本にしていくというような考え方で進めております。

それから、割合でございますが、予算的には当初予算でいただきました12億円の範囲内でおさまるように考えてございますが、こちらで現在の状況ということで被害原因ごとに分けてございますが、震災による被害については約20%、それから経年によるものが35%、それから長期未使用分として45%ぐらいの財源ということに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） はい、ありがとうございます。原形復旧ということで、例えばあの大きい地震があるかどうかわかりませんが、震災のときに、またあいう震災が起きたときに同じように壊れてしまって庁舎が使えないなんていうことにならないように何らかの耐震補強というか、そういったものをイメージされて修繕されるのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課参事。

○参事（郡山泰明君） ただいまの質問にお答えいたします。

耐震に備えての復旧ということでは、1つは天井の補強ということあります。1つは発電機。発電機についても当然震災で使えないということになると非常に困りますので、その辺は対応を考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○2番（堀本典明君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 説明と中身見て大半はわかったのですけれども、2—3の中で受水槽の清掃

上水引き込み管はやりかえるとなっていますが、受水槽も当然表にあったものですので、あれは何ですか。プラスチックか何かだと思うのだよね。セシウムの問題やいろいろ考えれば、一番大切な飲み水になろうかと思いますので、この辺も当然交換で考えたほうがいいのかなと私は思うのですが、どうでしょうか。いろいろ今からそういう部分いっぱい出てくるのかなと思いますが、ここの今の現段階の中身で言わせてもらえばの話です。

○議長（塚野芳美君）　復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君）　受水槽の件につきましては、材質はFRPでございます。現在被災となっている部分については、ふただけが被災となっておりますので、今の段階ではふたの修繕という形で考えております。線量のほうも測っておりますし、線量的にも影響のない範囲でございますので、修繕のみというような考え方でございます。

○議長（塚野芳美君）　12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君）　影響のない範囲はわかります。ただ、この事故以前の数値と比べると当然高いと思うのです。体に直接入る飲み水ですので、その辺はやっぱりちょっと考えるべきかなと思いますので、要望しておきますので、検討してください。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君）　復旧課長、検討しますか。

　復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君）　ぜひ検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　12番さん、よろしいですか。

○12番（渡辺三男君）　はい。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

　11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　これ渡された資料はこれで大まかいいと思うのですが、今から言うことをお願い。23年3月11日の震災、原子力事故等によって、当時の本部を設けた内容をわかっている人も現課長でいると思うし、参与でもいると思うのだけれども、これで足りない部分は持ち出しになってしまあわせてやったほうが、後の23年3月みたいなことがあったときに即対応できるように反映させておくのが一番大事かなと思うのだ。水も出ない、トイレも使えない、電気もない。それで、どういうふうな場面でどういうふうに大変だったかというのは、参与を含め、当時の課長で残っている人がいるわけだから、本部に入って、そこら辺もあわせてこれにプラスで考えて、反映できるものであれば町持ち出しでも町長するしかないと思うのだけれども、そこら辺どう思います。

○議長（塚野芳美君）　総務課長。

○総務課長（伏見克彦君）　ただいまご指摘いただきました点については、今おっしゃられたとおり当時の本部にいらっしゃった皆さんも含めてどういった不都合があったかというところを調査しまして、入れられるものについては取り入れていくという方向で考えてまいりたいと思います。

○11番（高橋 実君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ただいま高橋議員からご指摘の件ですが、これ町としてはおおよそ60%、70%ぐらいが町の真水の持ち出しになるのだと思います。そういう意味で、当然課長にしてみれば議員の皆さんからご指摘を受けることがその財源の問題だろうということで、修繕あるいは修復については全面改装ではなくてという話をさせていただきました。今前向きに多少お金かかってもこのときに直したほうがいいですよという話ですので、私としても実際にそうさせていただけるのであればそのほうが後々の、役場そのものの躯体をこれから何十年と使っていくわけですから、それについてもご検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 一応当時11日の夜からはろうそくを何本も炊いたり、見えないところで書類を広げて打ち合わせをしたり、大変だったのです。多分この中では私しか残っていないと思うのだけれども、議員では。当時からずっといたのは。そういうことをずっと思っていましたので、財源確保とか何かはいろいろあると思うし、いろんな手法もあると思いますけれども、極力持ち出しじゃないようにしてもらうのが一番いいことだけれども、ただやる以上はあわせてそれもやっておかないと、なかつたら一番いいのだけれども、もしもあったときに何の当時の反映もしないようなやり方では、一番困るのは町民だから、そこを何とかこれをやりながらあわせて反映させてもらえるように考えてやってください。お願いしておきます。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ないようですので、それではこの件につきましては以上で終了いたします。

次に、付議事件2、例外的な夜間滞在の実施状況についての件の説明を求めます。

今ちょっと準備しますので、暫時休議します。

休 議 (午後 1時18分)

---

再 開 (午後 1時19分)

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

ただいま申し上げました例外的な夜間滞在の実施状況についての件の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、産業振興課のほうから例外的な夜間滞在の実施状況ということで説明させていただきます。座って説明させていただきます。

○議長（塚野芳美君） はい、結構です。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、例外的な夜間滞在の実施状況、これは町長のご挨拶もありましたように、今回は寄宿舎に関するものをお聞かせいただきます。

この件につきましては、6月9日の全協で町の考え方、方針、こうしていきたいのだというのをご説明させていただいたところでございます。資料に基づいて説明させていただきますが、その前に全体的な流れとして私のほうからちょっと一言話させていただきます。この寄宿舎と、ホテルとか旅館を活用した夜間滞在ということにつきましては、昨年度一部の会社というか、業者さんのはうから町内でやりたいのだというお話があり、その後国等とも検討を重ねておりました。ただ、ご存じのように避難指示区域の活動、特に夜間の活動については居住制限、解除準備区域もあるのですが、さらにハードルが高くなっているというような状況の中で、町ではこういう状況でどう対応するかという点及び事業者、今年度に入りましてそのほかの事業者の方々からもぜひやりたいのだという声も上がつてまいりました。避難指示が続いているという状況の中と事業再開と、2つの面を総合的に考えて、あと今復旧、復興の状況等々も考え合わせて、今後を考えれば一定の範囲の中では仕方がないだろうという方針。それは、ただ単にではどうぞという世界ではありませんので、やはり一定の要件を満たして、その上であれば容認していくという方針のもとに進めてまいりました。それらにつきましては、6月の9日に一度は報告させていただいております。今回は、その状況を踏まえ、その後の経過と、あと現時点における状況等について報告させていただきたいと思っております。

以下、具体的な内容につきましては、資料に基づき安藤係長のほうから説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） 申しわけございません。着座の上、説明させていただきます。

○議長（塙野芳美君） はい、結構です。

○商工係長（安藤 崇君） それでは、皆様にお配りいたしました例外的な夜間滞在の実施状況をもとに説明いたします。

概要と経過から説明いたします。まず、1つ目の箱でございます。概要、経過でございますが、概要につきましては國の方針に基づきまして、こちら、避難指示解除準備区域等における例外的な夜間の滞在に基づきまして、町と國の確認により例外的な夜間の滞在は可能と判断した上で、こちらの事業を進めております。経過につきましては、ことしの5月15日、第1回復興推進会議において、寄宿舎としての例外的な夜間滞在を承認する旨の町決定をしました。6月2日、富岡寄宿舎管理組合が、任意の組合になりますが、こちら平山勉氏を会長としまして発足したところでございます。さきに課長からの説明ございましたとおり、6月9日、全員協議会におきまして皆様に本件の方針を説明したところでございます。以後、今日に至るまでは富岡町例外的な夜間滞在の容認に関する要領を制定し、皆様の説明以後は容認事務を今日まで進めているところでございます。

2つ目の箱でございます。町が例外的な夜間の滞在を容認する要件でございますが、以下4つござ

います。まず、当該施設管理者が富岡寄宿舎管理組合に加盟をしていること。

2つ目、当該施設が寄宿舎として労働基準監督署、相双建設事務所及び相双保健福祉事務所に各種申請等を行い、許可等を受けていることが前提条件となります。

3つ目といたしましては、施設の状況でございますが、周辺の除染が完了し、上下水道等が使用可能となっていることです。ただし、個々により合併浄化槽または飲料水等を確保する場合はこの限りではないしております。

4つ目、最後になりますが、こちら、町が容認する際には事業者から申請を求めておりまして、町が求める申請書の内容が適正であることが求められます。具体的な書類としましては、夜間滞在の計画書、夜間滞在する予定者の一覧、使用車両簿の提出、町との誓約書等の取り交わしが必要となるところです。

3つ目の箱でございます。富岡寄宿舎管理組合加入事業者リストです。今日における現在の事業者は、リベラルパークホテルからペンションなかに至るまでの7事業者が加入となっております。うちリベラルパークホテル、岡田屋旅館、ペンションなかにつきましては、町に申請の上、容認済みとなっております。リベラルパークホテルは7月から事業開始となっておりまして、岡田屋、ペンションなかにつきましては9月以降開業する見込みとなっているところです。

こちらの事業の今後の方向としましては、4つ目の箱でございますが、地域協議会発足に向けた取り組みといたしまして、双葉警察署、双葉消防本部、これまでの富岡寄宿舎管理組合、富岡町等関係機関で組織する地域協議会を発足する予定となっております。その中で、本事業の現状の状況の共有でございますとか、事業運営に当たって発生した問題、課題等へ協働して問題解決に当たろうという仕組みづくりを今後進める予定でございます。資料におきましては、関係機関間で現状の共有を図り、連携して重要課題、こちらは防犯、防火等への予防及び啓発活動に努めることを主としておるところです。主な協議内容といたしましては、現状の問題点の共有とその対策の検討、今後夜間滞在を予定している施設の情報共有、問題解決の観点から各種事業者へ求めることが検討がなされます。組織といたしましては、富岡地区夜間滞在協議会、こちら仮称でございますが、こちらを発足して今後の運営に当たっていくことを予定しております。

資料お隣へ移りまして、こちら、申請までの流れをお示ししたものが右の表となっております。まず、申請は町に出していくことになりますが、出していく事業者については左側、緑でお示しました特定事業者が申請者となります。申請者は2種に分かれておりまして、特定支援事業者と特定復興事業者とお示ししておりますが、これはどのようなものかといいますと、まず特定支援事業者というのは施設の所有者となります。特定復興事業者といいますのが、その施設に入る事業者ということとなります。こちらの特定復興事業といいます言葉の説明でございますが、こちらは本件にかかるて便宜上つくらせていただいた造語でございまして、内容はインフラや除染など町の復旧、復興に欠かせない事業、必要不可欠な事業を行う方々を特定復興事業者と定義づけております。こちら

2者それぞれ町に申請を出していくのですが、その前段としましては、まず法令に基づく要件がクリアされていなければなりません。それが以下の関係機関の協議内容となります。こちらを順次左から説明申し上げます。まず、相双保健福祉事務所におきましては、食品衛生法上の指導を受け、そちらに対する措置がなさなければなりません。また、既に旅館業として営まれている施設に関しては寄宿舎としての用途がえが必要となりますので、休止届または廃止届の手続が必要となります。相双建設事務所におきましては、建設基準法に基づきまして用途変更の手続が必要です。こちらも既存の施設がある事業者が対象となるところです。双葉消防署におきましては、消防法に基づいての消防設備または防火体制の構築がなされているかどうかの判断が必要となります。続いて、双葉警察署につきましては、防犯体制の構築というところで、こちらは申請書をいただく内容に事業、こちらの会社の会社登記簿または従業員等の名簿を求めております。そちらは双葉署のほうに情報提供いたしまして、暴力団関係等のかかわりがないかというものを水際で確認をしているところでございます。移りまして、富岡労働基準監督署におきましては、寄宿舎届がなされていることが要件となります。最後に、双葉地方広域市町村圏組合におきましては、ごみ処理についての協議がなされていることが要件となります。

以上、関係機関6機関をお示ししてございますが、こちらの要件全て合致した上で、町のほうにようやく申請という流れとなっております。また、町のほうに申請をいただいた後は、右脇に原子力災害現地対策本部とございますが、国のほうに内容確認をして、国のほうからも問題ないという回答が得られて初めて町から事業者に対し容認の旨の通知を出すところとなります。

以上が容認までの流れとなるところです。

続いて、資料全体図というところの箱でございますが、こちらは先ほどお示ししました富岡寄宿舎管理組合に加入されている事業者様の現状でございます。こちらの平成何年という数字は、これは上下水道の供用時期を示しております、お話は上がっているところですが、やはり復旧が進まないところでは、供用等がなされないうちはこちらの事業がまだ開始とならない事業者様も現状いらっしゃるというところで、町の復興状況を鑑みてというところとなります。

以上が私の経過から今後の方向性を踏まえての説明となります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） この問題に関しては、27年6月9日、全協の中でできるようにしたいことの説明ありました。そのときに、法的の面とかいろんな面を今から整備して、できるだけ早い時期にやりたいという報告だったのですが、今回の委員会の席でもうやっている旨の説明を聞いてびっくりしたのですけれども、富岡町の復興に関しては当然もう必要なものだと思うし、ぜひ私もやっていただき

きたいというふうに思っております。ただ、中身に対してはまず何の異論もございません。ただ、その手続上の問題で、ぜひやっぱり我々のほうにも知らせてほしかったなと。我々の知らないところでこういう重要なことが動いていたというのは非常に私も残念だったなと思ったものですから、問題提起させていただきました。そういう状況です。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） その件につきましては、委員会のほうでも議題というか、論議されましたので、その辺は私のほうとしましても方向性を話した中で肅々と進めるというような認識はありました。ただ、一方では、議員ご指摘のとおりこういうような状況の中での特別なものでござりますので、その辺はやっぱり丁寧に今後ご説明しながら、ご理解いただきながら進めたいと思います。この件に関しては、不備というか、行き届かないことがあったと思いますので、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○12番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 右側の関係機関、相双の保健福祉事務所、そしてこれ旅館業法が休止届という文言からいったとき、東電との補償関係になったときに廃止届出して、その後補償関係に問題はあるのかないのかだけ、わかっていたら教えて。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 確認の必要はありますが、休止であればまず問題ないと思っています。ただ、廃止の場合については、やはりそれ以上営業しないということなので、それはちょっと難しいのかなと思っています。ただ、これちょっと確認しないとそれが正解かどうかまではないのですが、今までの経過からすればそういうふうな理解をしております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 確認だけして。後でこういうふうになると思わなかったとかと、流れでも確認だけしておいてやってください。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） はい、確認させていただきます。ただ、今までの組合の中での話し合いを聞きますと、そういう状況この方々はありません。ただ、なお確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして付議事件2を終わります。

3のその他ですけれども、執行部、その他ござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） ありませんか。

各議員のほうからその他ござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終わります。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 1時36分)